

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人科学技術広報財団（以下「この法人」という。）の会員
に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会員は、この法人の事業目的に賛同し、その活動を支援するとともに、科学技術の振
興に貢献することを目指すものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の各号に該当し、この法人の目的に賛同し、毎年度会費を納入す
る団体とする。

(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項の規程により設立されて
いる国立研究開発法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4
条の認定を受けている法人

(3) 前号以外の法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第
48号）の規程により設立されている法人

(特別会員)

第3条 前条各号に規定する法人以外の法人、団体並びに個人で、この法人の目的、事業
に賛同する者は、理事長の承認を得て特別会員となることができる。

(入会手続き)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申し込み用紙を理事長に提出し、承認を得
るものとする。

(会費)

第5条 会員は、毎年度年会費を納入するものとする。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 賛助会員 1口10万円

(2) 特別会員 1口5万円

3 会費については、この法人の寄附金等取扱規程第2条第1項に定めるこの法人に対する
一般寄附金として取り扱い、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は
公益目的事業に使用するものとする。

(事業)

第6条 この法人は、支援への謝意を表すために、会員に対して次のことを行う。

- (1) 会員は優先的にこの法人の事業に参加し成果を活用する等の特典を受けるものとする。
- (2) 会員と、産業界、研究機関、教育機関などとのネットワークづくりを行う。
- (3) 会員に対して、毎年1回の事業の概要を報告するものとする。
- (4) その他

(退会)

第7条 会員は、退会通知をこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である会員が死亡し又は法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(改正)

第8条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、2025年4月1日より施行する。